

福岡県公報

令和8年7月24日
第714号

目次

告 示（第495号－第504号）

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	（漁業管理課）	1
○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	3
○電線共同溝整備道路の指定	（道路維持課）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課）	3
○道路の供用の開始	（道路維持課）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課）	4
○道路の供用の開始	（道路維持課）	4

公 告

○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	4
○落札者等の公示	（総務事務厚生課）	4
○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	5
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	5
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	（砂 防 課）	5
○落札者等の公示	（教育庁教育イノベーション推進課）	6
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	6
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	6
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	6

○落札者等の公示	（警察本部会計課）	7
----------	-----------	---

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局監査第二課）	7
------------------	----------------	---

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警察本部交通規制課）	10
○意見募集の結果の公示	（警察本部生活保安課）	10

告 示

福岡県告示第495号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 （漁業共済の加入区の名称）	区 分
糸島市志摩芥屋	山下 賢介	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧芥屋漁業協同組合の地区 （芥屋加入区）	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む 漁業及び小型定置網漁業
福岡市西区 大字宮浦	中尾 崇志 板谷 和正	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区 （唐泊加入区）	小型特定漁業、小型一般 漁業及び小型定置網漁業

福岡県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	国 道	322号	前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5989.2
			前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 96.0	2650.0
			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5989.2
			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 96.0	2650.0

福岡県告示第497号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木松末字石原迫3736

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石原迫3736（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第498号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市大力字アマカセ1504の4、字ニシノ1978の3、字アサクラ2137の1、2137の11、2137の16、2137の19から2137の21まで、字スズレ2199の1、2199の4、2199の6、2199の7、2199の9から2199の12まで、2199の14から2199の16まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第499号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市大字ニシノ1984の2・1995の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1929、1952の1、1955、1995の1、1995の7、1998の3、1998の4、2009の5、2009の7、字アマカセ1503の1、字ウラダ1514の4、1514の17から1514の19まで、1514の21、字高ヤケウラ1625の1、1625の9、字大久保1699の8、字ヲリト1763の1、1763の5、1763の6、字フツカハラ1812の12、1812の16、1812の18、1812の19、1812の21、1843の4、1843の8、1843の11、1843の15から1843の19まで、1855の1、1855の3から1855の6まで、字イフ子2058の1、2058の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第500号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次の

ように公示する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	区 間
久留米	県 道	久留米 小 郡 線	久留米市諏訪野町2541番1先から 久留米市諏訪野町13番1先まで

福岡県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	久留米 筑紫野 線	前	筑紫野市大字西小田360番1先から 筑紫野市大字西小田1061番1先まで	11.0 ～ 40.0	460.2
			後	筑紫野市大字西小田360番1先から 筑紫野市大字西小田1061番1先まで	11.0 ～ 40.0	460.2

福岡県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年7月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	久留米 筑紫野 線	筑紫野市大字西小田360番 1 先から 筑紫野市大字西小田1061番 1 先まで

福岡県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
那 珂	県 道	久 光 西小田 線	前	筑紫野市大字西小田 1059番 1 先から 筑紫野市大字西小田 375番 1 先まで	11.1 ～ 40.0	460.2	うち県道久 留米筑紫野 線重用延長 460.2メート ル
			後	筑紫野市大字西小田 1059番 1 先から 筑紫野市大字西小田 375番 1 先まで	11.1 ～ 40.0	460.2	うち県道久 留米筑紫野 線重用延長 460.2メート ル

福岡県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 7 月 25 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	久 光 線 西小田	筑紫野市大字西小田1059番 1 先から 筑紫野市大字西小田375番 1 先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字北野2115番 1 及び2115番 9 から2115番16まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市津福本町1779番地 4
有限会社フォーライフ
取締役 緒方 幸正

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 7 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
高周波誘導溶解炉（8 備出 2）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
(2) 所在地
福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

- 3 落札者を決定した日
令和8年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
日新技研株式会社
(2) 住所
埼玉県入間市狭山台四丁目14番地10
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
60,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年5月15日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第9地区 土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和8年7月24日から 令和8年8月24日まで	小郡市役所、朝倉市役所、 筑前町役場、大刀洗町役場

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大川市大字郷原字走越518番1並びに大字上巻字栗町365番1、366番、367番、369番2及び378番20
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1
株式会社しまむら
代表取締役 高橋 維一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第2工区、第3工区、第4－1工区、第4－2工区及び第5工区）宗像市陵厳寺一丁目138番1の一部、138番2、138番3及び138番6から138番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市長 伊豆 美沙子

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
--------------------	-------------------------------

土砂災害特別警戒区域
香住ヶ丘6丁目(3)-2 131-K-342)

福岡市東区香椎照葉一丁目5番37号
有限会社 フリーエンタープライズ
代表取締役 箕原 利昭

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
統合型校務支援システム賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部教育イノベーション推進課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和8年6月15日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店
 - 住所
福岡市博多区店屋町5番18号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
248,820,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字高田字下屋敷459番10及び459番44から459番49まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区舞鶴三丁目1番23号
株式会社横山不動産
代表取締役 横山 創

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町朝日字朝日815番1、815番3から815番23まで、818番2、818番35及び818番36並びに字後田1033番1から1033番6まで並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号
有限会社ライフベース
代表取締役 迫野 正利

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
インターネット仮想ブラウザシステム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和8年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
東京センチュリー株式会社
(2) 住所
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
287,232,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年5月29日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和8年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社J E C C

(2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

169,567,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年5月29日

監査委員

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、県議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月24日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	井 上 博 隆

8 福議総第697号
令和8年7月7日

福岡県監査委員	塩川正一 殿
同	世利洋介 殿
同	森行一 殿
同	井上博隆 殿

福岡県議会議長

監査の結果に係る措置について（通知）

令和8年3月26日7監総第1623号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
議会事務局	海外出張に係る委託料について、過去の実績や見積り等を考慮して作成された予算上の積算があるにもかかわらず、予算額を大きく下回る額で予定価格を定め、随意契約を行った後に業者と増額変更契約を行っており、適切な予定価格の設定がされていなかった（3件）	今後の海外出張に係る委託契約については、「福岡県の海外活動に関する契約等手続について」（令和8年6月1日付総務部長通知）に基づき、以下のとおりとすることとした。 ・原則として競争入札とする。 ・予定価格は、海外活動の契約の際の上限額の目安になることを踏まえて、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適切に算出する。 ・変更契約の手続きにあたっては、その理由が過去の実績や経験則に基づき予見できなかったものであることの説明や、単に契約変更をした内容や事実のみに関する説明について記載するだけでなく、予見できなかった事象（対象者・数量・期間等）について、その経緯や理由を変更契約伺い時に詳細に記録して明らかにする。 また、適切な予定価格の設定について、当該部長・通知等を職員全員に対して周知徹底し、契約の適切性及び透明性を図る意識の醸成を行うとともに、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行うこととした。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年7月24日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 県道の部久留米基山筑紫野線の項中

久留米市旭町58番1先から同市小森野3丁目2236番2先の福岡県と佐賀県との境界まで

を

久留米市旭町58番1先から同市小森野3丁目2236番2先の福岡県と佐賀県との境界まで

筑紫野市大字原田1341番7先の福岡県と佐賀県との境界から同市美しが丘南7丁目1001番先まで

に改め、同部新延中間線の項の次

筑紫野市大字原田1342番1先の福岡県と佐賀県との境界から同市武蔵5丁目144番4先まで

に次のように加える。

久留米小郡線

小郡市小郡401番1先から同市大保10番1先まで

別表第1 県道の部志免須恵線の項中

糟屋郡志免町志免中央1丁目686番4先から同郡須恵町大字須恵511番11先まで

を

糟屋郡志免町志免中央1丁目686番4先から同郡須恵町大字須恵511番11先まで

糟屋郡志免町南里6丁目440番2先から同町南里6丁目120番1先まで

に改め、同項の次に次のように加

える。

小竹下府線

糟屋郡新宮町新宮東4丁目1070番5先から同町下府2丁目1598番先まで

別表第1 市道の部砂山・中底井野線の項の次に次のように加える。

大保・今隈10号線

小郡市大保919番1先から同市上岩田815番1先まで

別表第1 町道の部桜原南免里線の項の次に次のように加える。

長尾～古川線

糟屋郡新宮町下府2丁目1264番11地先から同町下府2丁目443番13地先まで

汐入1号線

糟屋郡新宮町下府2丁目1257番9地先から同町下府2丁目1257番1地先まで

別表第1 町道の部宮山1号線の項の次に次のように加える。

長尾～汐入線

糟屋郡新宮町下府2丁目1257番1地先から同町緑ヶ浜4丁目1600番地先まで

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第192号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく処分基準（案）について、令和8年5月25日から同年6月23日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和8年7月24日

福岡県公安委員会

1 処分基準の題名

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条に基づく特定金属くず買受業者に対する指示に係る処分基準
- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条に基づく特定金属くず買受業の停止命令に係る処分基準

2 処分基準の制定の日

令和8年7月24日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり処分基準を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。